

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	令和2年度第1回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	令和2年8月7日(金) 14:00~15:30 札幌市役所本庁舎 第4常任委員会室
出席委員 7名/7名中	藤原里佐、菊地秀一、齋藤優希、白取信子、豊田直美、前田元照、横山尚幸 (敬称略)
傍聴者数	2名

議事	概要
1. 利用定員の設定について	<p style="text-align: center;">【部会長 会議開催～会議の一部非公開の決定】</p> <p>本日の会議では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用定員の設定」 ・「保育所の整備計画の承認及び認可」 ・「小規模保育事業所の整備計画の承認及び認可」 ・「認可外保育施設の保育所等移行に係る整備計画の承認及び認可」 <p>に関する内容となっている。これらの議題について意見を述べることは、認可・確認部会の役割となっていることから審議するものである。</p> <p>なお、整備計画の承認と認可については、事業者の資産状況等が含まれること等から非公開で審議することとし、該当する配付資料・会議結果報告書は非公開とする。</p> <p style="text-align: center;">【事務局説明】</p> <p>○資料1-1「利用定員の設定について」を用いて説明</p> <p>まず、「利用定員の設定」について簡単にご説明する。札幌市をはじめとした各自治体においては、国の定めにより、保育や教育に関する需給計画を作成しており、札幌市においては「第4次さっぽろ子ども未来プラン」第5章において定めるところである。この計画では、保育や教育に関連する各種事業等において、今後どの程度ニーズが発生するのか、またニーズに対して供給量が足りていない場合はどのようにそれを確保するのか等を定めている。</p> <p>今回の「第4次さっぽろ子ども未来プラン」においては、教育分野では供給量が満たされている一方、保育分野においては依然として供給量が足りない、という形でニーズ量を見込んでおり、新たな保育の受け皿を確保する手法の一環として、保育所の新規整備等を実施しているところ。</p> <p>利用定員の設定とは、一義的には各施設の定員を定めるものとなるが、今回の新規整備等に伴い、需給計画における「足りない受け皿の数」がどの程度充足されるのか等の判断基準にも用いられるものとなっている。</p> <p>資料1-1の表については、整備案件の募集に応募があった事業者、事業内容の</p>

一覧となっている。保育所が8件、小規模保育事業A型が10件の合計18件分となる。

保育所の一番下にある「すみかわちびっこ保育園」及び小規模保育事業A型の一番下にある「スター保育園西屯田通園」については、右端の備考欄に記載のあるとおり、認可外施設から認可施設に移行するもので、それ以外についてはすべて新設となっている。

そして「備考欄」の左側に、施設ごとの「利用定員（案）」が記載されている。保育所は2・3号で342人、小規模保育事業A型は3号のみで190人の定員設定となり、利用定員の予定総数は532人となる。これが、今回募集した整備案件における、保育の受け皿の量の目安となる。

○資料1-2「需給計画の進捗状況について」を用いて説明

資料1-2は「第4次さっぽろ子ども未来プラン」における、今回の整備計画を原案のとおりご承認をいただいた場合の、保育の需要と供給量の比較となっている。

左から3つ目の項目に「R2.4供給量（A）」とあるが、これが令和2年4月時点での区分ごとの供給量である。

その右の「R2年度中に決定する供給量の確保方策・量」という欄が、①の認定こども園移行、②増改築等など、整備手法ごとに今年度中に整備・変動する保育の供給量の確保状況を示しており、本日ご審議いただく案件に加え、今年3月の部会で既にご承認いただいた整備計画も含まれている。本日ご審議いただく内容は、表の中では④の一部と⑤⑥に計上されている。

本日のご審議の結果、「A」に記載する既存施設の供給量と、①～⑦で示す今年度新たに確保する供給量を合わせて、令和3年度当初に見込まれる供給量を右から3番目の項目、「R3.4供給量（B）」として示しており、令和3年4月までに、今回ご審議いただく532人分と合わせて、全市において1,794人分の保育供給量が拡大する予定となっている。

次に、Bの右側に、令和3年4月の保育需要の量を「R3.4ニーズ量（C）」として示している。この数値は「第4次さっぽろ子ども未来プラン」における計画値である。

最後に、このニーズ量と供給量の差が、一番右側の「需給状況（B-C）」である。プラスの数字は保育の供給量が充足していること、マイナスの数字は供給量の不足を示している。

令和3年4月の全市の状況としては、2号保育以外では供給量が充足しており、2号保育についてのみ、1,173人分が不足している状態である。

ただし、区ごとに見ると、2号保育以外でも供給量が不足しているケースもあるので、今後も引き続き、不足している区分の供給量の確保に取り組むと考えている。

<p>2. 保育所 (新設)の 整備計画及 び認可につ いて</p>	<p>【主な委員意見・質問】</p> <p>○が委員の発言 →が事務局回答</p> <p>○2号教育(資料1-2では「2号教」と記載)について説明して欲しい。 →2号教育は、2号として保育認定を受けることができるが、幼稚園等の幼児教育の利用を希望したものをニーズとして計上している。また、2号教育の供給量としては、それらのニーズに対応できる、幼稚園の一時預かりや幼稚園から移行した認定こども園を供給量として計上している。</p> <p>上記の質疑の後、提示した保育所等の利用定員の設定は、認可の承認を前提として承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料2「保育所(新設)の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>資料2-1には7件の案件が記載されており、全て賃貸物件を活用した整備となっている。表の左から2番目の欄が設置予定の区、その右の「小学校区」欄には、小学校区毎の保育ニーズのレベルを、高い方からA、B、Cの順にお示ししている。その横の「整備区分」は、「補助整備」と「自主整備」の2種類が記載されているが、6番目の「ちゅうわ清田保育園」のみが札幌市の補助金を活用しない整備、それ以外が札幌市の補助金を活用した整備と分かれている。</p> <p>「設置者」欄だが、今回の事業者は全て株式会社となっており、それぞれ、一定程度の保育の実績のある会社となっている。</p> <p>最後の「備考」欄には、賃貸物件が新築なのか既存物件なのか、木造なのか鉄骨造なのか等の補足情報が記載されている。</p> <p>以上の案件の定員増を合計すると、表の一番下のとおり、2号と3号を合わせて310人となっている。</p> <p>個別案件の審査結果についてご説明する。まず「1 事業計画との整合性」についてだが、先ほど申し上げたとおり、札幌市では「第4次さっぽろ子ども未来プラン」において需給計画を定めている。計画では各区単位で、足りない保育の受け皿の数等が定められているため、今回の案件が、計画を超えて定員を定める、つまり作りすぎることになっていないか否かを確認している。全ての案件が、計画の範囲内で設定されており「適」と審査している。</p> <p>次に「2 設置地域における当該施設の必要性」についてだが、こちらは計画に基づき定めていた募集規模、つまり整備予定の保育の受け皿の量が過大になっていないかどうか等を確認しているが、いずれも想定範囲内となっていることから、審査結果には「保育需要が見込まれる」として「適」としている。こちらは「1 事業計画との整合性」とある程度リンクする形となっている。</p> <p>次に「3 用地の確保状況」についてだが、今回は全ての案件が賃貸物件を活用し</p>
--	--

た整備になるため、今回の土地の確保については、オーナーから保育スペースを借りる予定であることがすべて確認できており、「適」と判断している。

次に「4 計画施設の基本プラン」だが、保育所の設置基準上、例えば保育室については「0歳児の子ども一人当たり最低 3.3 m²」といった基準が定められているため、それに適合するかどうか審査している。

例として、1番の「山鼻ひまわり保育園」では、0歳児の定員が3人なので、3人×3.3 m²で必要な室面積 9.9 m²以上に対して、27.2 m²を確保しており、適合していると判断している。このような形ですべての項目に対して審査を行っており、すべての施設について基準の要件を満たしていることを確認している。

次に「5 資金計画」だが、今回の賃貸物件で事業者として保有しておかなければいけない資金は、施設整備の費用、年間の運営費の1/12及び年間にかかる家賃等以上となっている。それに対し、事業者の保有する預金残高と、札幌市からの補助予定額の合算が、必要額を上回っていることを確認している。

次に「6 設置主体の事業実績」については、当該事業者が行政から重大な指導を受けているかどうかについて示している。全ての事業者について、そのような事例がないことを確認している。

また「7 設置主体の役員構成」では、各施設において設置する、保育所の「運営委員」に、例えば学識経験者等の保育に知見のある方が参画予定かどうか等を見ているところ。全ての事業者について、適切な構成員により運営委員が編成される予定であることを確認している。

最後に「8 準備状況」だが、今回の整備計画が、株式会社内で適正な意思決定のもとで承認されたものかどうかを示しており、全ての事業者が適切な手続きを踏んでいることを確認している。

以上が各審査項目の概要となっており、7つの案件の全項目で、審査結果として「適」と判断している。

【主な委員意見・質問】

○が委員の発言

→が事務局回答

○6番目の「ちゅうわ清田保育園」について、補助金を受けずに自主整備としている理由は何か。

→法人としては特定の建築会社に発注したい意向を持っているが、補助金の交付対象となる場合、工事業者を一般競争入札で決定するため自主整備を選択したと伺っている。

○保育所を設置する会社が保育以外の事業を行っている場合、その他の事業での経営状況が保育所に影響することも心配されるが、どのような調査をおこなっているか。

<p>3. 小規模 保育事業所 (新設)の 整備計画及 び認可につ いて</p>	<p>→過去3年間の決算で、3年連続で赤字となっていないか、債務超過となっていないかを確認している。また、運営開始後の収支計画を提出させ、採算面で問題ないことも確認している。なお、保育所の開園後においては施設の監査等の中で適宜チェックしていくこととなる。</p> <p>○保育所の駐車場が無い場合、近隣からの苦情につながることもあると思う。駐車場の設置は施設の基準では無いようだが、駐車場の設置は把握しているか。</p> <p>→保育所の整備にあたっては、事前に周辺住民への説明の機会を設けるように指導しており、結果的に新設の保育所で駐車場を設けない事例はほとんど無い。</p> <p>また、市としても整備事業者に対して、児童20名に1台以上を目安に駐車場を設置するように要請している。</p> <p>○「設置地域における当該施設の必要性」の項目で、入所希望者数等などのニーズに合っているかを判断しているが、このニーズ量の把握は区単位なのか、それとも区よりも細かい単位でニーズの把握をしているのか。</p> <p>どのような形で預けに行くかで保護者のニーズも違ってくるだろうが、預けやすい園に人気が偏っているのではないかと思う。区という広い単位の調査で、需要と供給のバランスが合うようになっているのか。</p> <p>→保育に対する需給計画は区を単位として設定している。計画の前提としてニーズ調査というアンケートを全市で行っており、この調査結果を区単位で集計したものを基に計画を策定している。保育施設の設置場所に対する希望としては、例えば通勤途中で駅の近くで子どもを預けたいといったようなニーズもあるため、保護者の居住地域ごとに細分化することも難しく区単位としている。</p> <p>また、区をまたいで利用したいとして回答があったものは、保育を希望する施設の所在する区のニーズとして判断をしている。</p> <p>上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。</p> <p>【事務局説明】</p> <p>○資料3「小規模保育事業所（新設）の整備計画及び認可」を用いて説明</p> <p>資料3-1には、9件の案件が記載されている。こちらの審査案件も全て賃貸物件を活用した整備となっているところ。小規模保育事業とは、3歳未満の3号児童に特化した保育サービスで、その名のとおり定員19名までの小規模な事業となっている。</p> <p>保育所と異なっている点としては、今回、整備の募集地域を「厚別区」「南区」の2区に限定して行った。現在、札幌市において3号児童の受け皿が足りない区はこの2区のほかにいくつかあり、この不足する3号の受け皿の確保策として新規に施設</p>
--	---

を作る場合、保育所を作るか、小規模保育事業を作るかの、大きく2つの手法に分かれる。3号だけでなく2号定員も不足している状況の区においては、いずれの受け皿にもなる保育所を整備することが望ましいが、厚別区と南区においては主に3号定員が不足している状況であることから、3号定員の充足を優先的に考えこの2区に限定しての整備募集を行った。

審査内容については保育所とほぼ同様だが、小規模保育事業ならではの項目があるため、そちらを説明する。

小規模保育事業は、3歳未満の児童を対象に保育を行うため、3歳到達後の児童の受け入れ先を「連携施設」として設定することが必要。

連携施設の機能は3つで、「保育内容の支援」、「代替保育」、「卒園後の受け皿」となっている。それぞれの機能について、連携施設となっている、もしくは連携については合意しているが、連携内容の詳細について協議を行っている施設を資料に記載している。

また、資料には各事業者がこれまでどのような保育園を運営しているかといった保育の実績が記載されているが、資料の当該欄が空欄となっている事業者がある。

小規模保育事業者については、今ご説明したとおり連携施設より「保育内容の支援」等が受けられるため、一定の保育の質を確保できる状態であること等から、必ずしも保育の実績を必須とはしていないが、念のため保育園等の運営実績が無い事業者については、それぞれ事業者の概況を個別にご説明させていただく。

まず2番の「みんなのナーサリー」については、代表者が、大学時代に児童の発達問題等を学んだ経験があり、その知見を活かして待機児童解消に貢献したい、との想いで事業開始を行うもの。今後については、連携施設からの助言に加え、保育実績のある他法人との連携を行うことで対応していく予定と伺っている。

4番の「ひばりが丘あんさんぶる保育園」については、他の施設で保育に従事していた人物が代表者となって、設立準備を進めているところで、法人としての実績は無いが、実際に運営にあたっての知見は有していると考えている。

5番の「厚別クレヨン保育園」については、事業者はこれまで福祉分野全般に対するコンサルタント業務を実施しており、保育現場についても関わる機会が多いため、そこで培われた知見の活用が期待できると考えている。

6番の「澄川いちご保育園」については、今年3月に設立したばかりの法人だが、社会福祉法人の元職員が代表者であり、職員時代の人脈等を活かして他保育園等から様々な助言を得ながら準備を進めていると伺っている。

【主な委員意見・質問】

○保護者からすると、小規模保育事業所は保育所と比べ規模が小さく、情報も集まりにくいいため、保育所選びの際に悩むことがある。今の事務局説明にあった園の設立動機や保育方針などを、保護者向けに情報提供すると良い。

→各区役所には専門の「保育コーディネーター」を配置し、保護者の想いに寄り添って、保育所に関する情報提供を図っているところ。ただ、必要な情報が保護者に

届いていないのではないかとのご指摘は真摯に受け止め、改善を図っていききたい。
また、保育コーディネーターという者が区役所に配置されていることについても、併せてこれまで以上に周知を図っていききたい。

○2歳児までの受け入れで、まだ自分のことを訴えられない子どもが対象児童となるため、開園後の運営については、監査等ではしっかりとしたチェックをお願いしたい。

→認可施設に対しては年に1回の監査のほか、必要に応じて適宜監査を行うことになるため、その中でしっかりとしたチェックを行いたい。

○以前は、小規模保育事業所では無く、いわゆる「乳児園」で低年齢児の受入を行っていたケースもあったと思うが、今後、乳児園は設置しない流れとの理解でよいか。

→これから乳児園を新設する計画は無く、乳児部分の受け入れ先を作りたい場合、例えば保育所の近くに小規模保育事業所を作るといった手法などを検討する。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。

4. 保育所等（認可外保育施設からの移行）の整備計画に及び認可について

【事務局説明】

○資料4「保育所等（認可外保育施設からの移行）の整備計画及び認可」を用いて説明

既存の認可外保育施設から認可保育施設への移行計画についてご説明する。資料4-1には、2件の案件が記載されている。1件目が中央区における小規模保育事業への移行、2件目が南区における保育所への移行の案件となる。

まず1件目の「スター保育園西屯田通園」だが、こちらの施設は連携施設のうち「保育内容の支援」と「卒園後の受け皿」の2項目が現時点で未確保の状態となっている。当該連携施設については、開園までの期間で設定できるよう引続き事業者側が努力する形となるが、可能性としては開園に間に合わないケースも考えられる。その場合は、「経過措置を適用」する予定となっている。

経過措置とは、条例等において、連携施設の設置が困難な場合、必要な支援が得られることを前提に一定期間は連携施設を確保しないことができる、としているもの。

例えば、保育内容の支援であれば札幌市からの助言であったり、卒園後の受け皿であれば、卒園後の転園先への入所選考の際に有利になるような点数設定をするといった対処により、経過措置を認めている。

ただし、連携施設の3つの機能のうち、代替保育については経過措置を認めていない。これは突発的事象等により園で保育が出来なくなった場合に、連携施設で代

わりに保育を行う機能であり、行政として支援することが事実上困難であることから、経過措置を認めない運用を行っている。

当該園については、代替保育は協定済みであり、他の2項目については開園までに設定できるよう継続して努力することを前提に経過措置の可能性も認めているところである。

次に2件目の「すみかわちびっこ保育園」だが、こちらは元々隣接していた2つの施設、「認可外保育施設」と「小規模保育事業」を運営していた事業者が、今回はその2つの施設を一本化した上で認可保育所に移行したいという案件である。

【主な委員意見・質問】

○連携施設の数について決まりはあるのか。

→小規模保育事業側、受入先施設側ともに数の制限は無く、複数施設と連携して良い。

○連携施設が見つからないことについては、連携の相手先となる施設にメリットが無いことが原因と考えられる。受け入れ先施設にもメリットがあるような制度改正を希望している。市からも国に対して働きかけて欲しい。

○幼稚園を連携施設とした場合、保育時間や保育料について違いがあると思うが問題はないのか。

→多くの幼稚園では教育時間終了後も預かり保育を行っていること、また、現在は預かり保育の保育料も無償化対象となっていることから、施設類型が変わっても対応できると考える。

○民間企業については、新型コロナウイルス感染症に関連して急激に経営状況が変化する業種もあると聞いている、保育施設の運営法人が経営悪化し、急に預け先が無くなることが心配される。

→設置前の計画段階では、資金要件等の確認を行っている。開園後については指導監査等を通して運営法人の状況を確認していく中で対応したい。

上記の質疑の後、認可申請時点において、これらが計画どおりになっており、職員配置等が基準を満たしていることを札幌市において確認できる場合に限り、認可することが適当であるとの条件を付した上で承認された。